限定承認公告

本籍兵庫県西宮市甲子園三番町一三番、最後の住所兵庫県西宮市甲子園三番町一三番二五号　ベルコモン甲子園二〇一号

被相続人　亡　永山　義明

右被相続人は平成二十六年十一月十二日死亡し、その相続人は平成二十七年三月十六日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十六日

大阪市中央区南船場四丁目三番一一号　大阪豊田ビル二階

相続財産管理人草深志穂里

代理人弁護士　浪山　敬行

限定承認公告

本籍長崎県長崎市柳谷町五一四番地八七、最後の住所長崎県佐世保市八幡町一四番三〇号

被相続人　亡　徳勝　和代

右被相続人は平成二十六年十月十八日死亡し、その相続人は平成二十七年三月十六日長崎家庭裁判所佐世保支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十六日

長崎県佐世保市花園二〇二番地一

限定承認者徳勝もなみ

未成年後見人　井上　博史

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年四月二十七日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年三月二十六日

東京都中央区八重洲一丁目七番一七号

東栄土地建物株式会社

代表取締役　野口　隆宏

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十一億二千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epm.jp/ir/00000465/fhf6/

平成二十七年三月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

幕張プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

取消公告

平成二十七年三月二十日（号外第六十二号）掲載の株式会社ビエールに係る合併公告及び決算公告（枠組）は取消します。

平成二十七年三月二十六日

扱店

正誤

ページ	段	行	誤	正
四	上	終りから一	その他これに	の義務その他これらに
八	下	一三	資金流出	資金流出額
一〇	上	八～九	から金銭	に金銭
一三	〃	終りから一二	の合計額	に次項の資金流出率を乗じて得た額の合計額
〃	〃	一一	その他主要な	前項に規定するその他
〃	〃	九	資金流出額	資金流出額に対する資金流出率

同日（同号外）金融庁告示第六十号（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準）

（原稿誤り）

二四	上	二〇から金銭	に金銭	に次項の資金流出率を乗じて得た額の合計額
二七	〃	終りから一二の合計額	前項に規定するその他	資金流出額に対する資金流出率
〃	〃	一一	その他主要な	
〃	〃	九	資金流出額	

同日（同号外）金融庁告示第六十一号（金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準）

（原稿誤り）

三八	上	八から金銭	に金銭	に次項の資金流出率を乗じて得た額の合計額
四一	〃	終りから一六の合計額	前項に規定するその他	資金流出額に対する資金流出率
〃	〃	一五	その他主要な	
〃	〃	一三	資金流出額	

同日（同号外）金融庁告示第六十二号（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの）

（原稿誤り）

四三	下	二一	参考に	参考と
四六	〃	五	連結子法人等	銀行持株会社等
〃	〃	七	その他これに	の義務その他これらに
四七	〃	終りから六	場合には、適格流動資産の額は	場合には、
五一	〃	三から金銭		に金銭
五三	〃	五	第一号	第二号
五五	上	一一	の合計額	に次項の資金流出率を乗じて得た額の合計額
〃	〃	一二	その他主要な	前項に規定するその他
〃	〃	一三	資金流出額	資金流出額に対する資金流出率

同日（同号外）金融庁・財務省・経済産業省告示第三号（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準）

（原稿誤り）

六五	下	終りから三～二から金銭	に金銭	に次項の資金流出率を乗じて得た額の合計額
六九	上	一六の合計額	前項に規定するその他	資金流出額に対する資金流出率
〃	〃	一五	その他主要な	
〃	〃	一三	資金流出額	

同日（同号外）金融庁・農林水産省告示第十六号（農林中央金庫法第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準）

（原稿誤り）

七四	下	一四から六十六条	第六十六条	第六十六条
八〇	上	一三の合計額	に金銭	に金銭
八三	下	一〇	その他主要な	前項に規定するその他
〃	〃	一一	資金流出額	資金流出額に対する資金流出率
〃	〃	一三		

平成二十七年三月五日（号外第四十七号）掲載の大阪地方裁判所に係る平成二十五年（フ）第五二五一号破産手続廃止及び免責許可決定中

（原稿誤り）

一三五	三	二〇2	破産手続を廃止する。	主文　本件破産手続を終結する。
〃	〃	二一～二三	3　理由の要旨も破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3　理由の要旨　配当が終了し破産管財人の任務終了に伴う計算の報告をなすべき時的とした債権者集会は終結した。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月二十五日付特第一〇号
日付第六八号一二八ページ
参会第七号三二ページ

二ページ●同月二十六日付第六七号一二八ページ●同
●同日付政府調達第五七号四〇ページ●二月十八日付

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）